

令和 7 年度第 10 回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和 8 年 1 月 13 日（火） 開会 9 : 30 ～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

（1）出席委員 12 名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
安部 慈人	花田 三枝	門司 雅門
桃川 公治	大村 武彦	神谷 義幸

（2）欠席委員 0 名

（3）出席農地利用最適化推進委員 0 名

4. 委員会に附した議案

議案第 21 号 農地の一時利用届について

議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第10回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は高倉で2件、農地の一時利用の案件と吉木で1件5条の転用申請です。以上です。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、1番の廣渡委員、2番の田中委員よろしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第21号 農地の一時利用届について、これは1番と2番がありますが一緒に審議していきたいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第21号、農地の一時利用届について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和8年1月13日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。
2ページをご覧ください。今回2件、町から届出されていますが、1番から説明をしていきます。同一の工事が2工区に分かれているだけとのことです。それでは1番から説明いたします。対象地については3筆で、記載のとおりです。利用目的は災害復旧工事で利用期間は令和8年2月1日から令和8年4月30日の3か月です。それでは4ページをご覧ください。1番と2番をまとめて説明していきますが、場所は上高倉の町道高倉上畑線沿いの農地の一角で、いずれの農地も今年は水稻の作付と保全管理のみが行われている農地となっております。5～6ページに利用計画図を載せています。農地の利用箇所につきましてはいずれも敷き鉄板での養生を行い、一時利用が終了した後、続けて水稻の作付と保全管理を行う計画です。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第21号について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたら許可相当と思われる方挙手をお願い致します。はい、全員賛成ということで。意見を、という事ですので意見なしと致します。それでは続きまして議案第22号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局をお願いします。

事務局 7ページをご覧ください。議案第22号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。令和8年1月13日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口

和義。今回1件の申請が出されています。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。所在、地目、面積、区分はそれぞれ記載の通り、目的は所有権の移転です。位置図を8ページに載せています。場所は三吉の集落内の農地となっています。

それでは別紙でお配りしております調査書の1ページをご覧ください。第1号 農地の全部効率利用については、譲受人は現在申請農地を賃借し、びわを作付しており、びわの作付を継続して行う予定です。また、農作業従事者の状況と所有する機械の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため、不許可には該当しないとしています。第2号 農地所有適格法人以外の法人については、譲受人は法人でないため適用外としております。第3号 信託による全部効率利用については、信託ではないため適用外としております。第4号 農作業常時従事については、譲受人は現在も当該農地で適切な営農活動に取り組んでおり、許可後も耕作に必要な日数の農作業に従事することが見込まれるため、不許可には該当しないとしております。第5号 転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第6号 地域との調和については、農地の集団化や農作業の効率化、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため、不許可に該当しないとしています。説明については以上となります。

議長

はい、それでは議案第22号について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きまして議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局お願いします。

事務局

それでは議案の9ページをご覧ください。議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による転用申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のアの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和8年1月13日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。今回1件の申請が出されております。10ページをお開きください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は2筆です。場所は吉木東一丁目1150番1、1147番1、地目はいずれも田、面積、区分は記載のとおりで、権利の内容は所有権の移転、転用目的は宅地分譲です。位置図を11ページに載せています。場所は、吉木小学校の南側、県道原海老津線沿いの農地です。12ページに周辺の航空写真と字図の写し、13ページに土地の現況平面図、14ページに利用計画図、15ページに計画断面図、16ページに給排水の計画図を載せています。14ページの利用計画図をもとに説明しますので、14ページをお開きください。図面横向きになっていますので、横向きにしてご覧ください。図面下側が県道となっております。町道から西側に向かって接続道路を設置し、4区画の造成を行う計画です。接続道路の北側にコンクリートブロックを1~3段設置しその高さに合わせた盛土をする計画となっております。また盛土規制法に関する許可申請も既に県に提出済みで、転用許可が下りると同時に許可される見込みです。雨水排水はこの接続道路側溝へ流す計画となっており、給水は公共上水道、汚水・生活雑排水は公共の下水道に接続する計画です。また、接続道路に関しては、町への譲渡は行われず、宅地分譲後

の所有者間で共同所有する計画とのことです。

それでは別紙でお配りしております、許可基準表 2 ページをご覧ください。1. 立地基準については、都市計画法の用途地域内の農地のため、第 3 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資の事前審査結果から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された申請書・見積書から許可後令和 8 年の 2 月に着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上となります。

議長 はい、それでは議案第 23 号について、当該委員さん、何か所見がありましたら。

門司委員 いえ、特に問題はないと思われます。

議長 では他に何かご意見、ご質問等ありましたら。よろしでしょうか。ないようでしたら許可相当と思われる方挙手をお願いいたします。はい、全員賛成ということで。それでは続きましてその他について、事務局お願いします。

【その他の項】

1. 今後の日程について

○福岡県農業委員会研修大会

- ・日 時：1 月 23 日（金）午後 1 時から
- ・場 所：福岡国際会議場（福岡市博多区）
- ・集合時間：午前 10 時 30 分 役場
- ・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員

○福岡県農業会議中間・遠賀地区会研修会

- ・日 時：2月6日（金） 午後4時から
- ・場 所：ぶどうの樹
- ・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員

2. 枝豆狩り体験に代わる事業について

3. 岡垣町の農業巡りツアーについて

4. 次回の日程について

- ・日 時：2月10日（火） 午前9時30分から
- ・場 所：岡垣町役場 301会議室

議長 それでは、以上をもちまして第10回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
